

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会

検討結果報告書

1 小委員会の所掌事務

- (1) 議会議員の定数に関すること
- (2) 議会議員の定数及び在任の特例の適用に関すること
- (3) 議会議員の報酬に関すること

2 委員

職名	氏名	区分
委員長	今村 洋一	小田原市議会
副委員長	加藤 洋一	南足柄市議会
委員	大村 学	小田原市議会
〃	井原 義雄	
〃	加藤 仁司	
〃	星崎 健次	南足柄市議会
〃	岡本 俊之	
〃	池田 真一	

3 会議の開催経過

(1) 第1回会議

【日時】平成29年2月24日（金） 午後3時30分～4時40分

【場所】小田原市役所

- 【概要】・委員長及び副委員長の選出
- ・所掌事務及び検討スケジュールの確認
 - ・定数及び報酬について協議
 - ・定数及び在任の特例の適用について協議

(2) 第2回会議

【日時】平成29年4月14日（金） 午後3時～5時10分

【場所】小田原市役所

- 【概要】・定数について協議・決定
- ・報酬について協議・決定
 - ・定数及び在任の特例の適用について協議

(3) 第3回会議

【日時】平成29年5月12日（金） 午後1時30分～2時00分

【場所】小田原市役所

- 【概要】・定数及び在任の特例の適用について協議・決定
- ・協議会への報告についてまとめ

※検討経過は、別紙のとおり。

4 検討結果

当小委員会では、このたびの小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会が、その協議方針に行財政改革を挙げて協議を行っていることに留意しつつ、合併後の市の議会が、市域の拡大に応じて的確に地域住民を代表する役割を果たすべきことを念頭に、慎重に検討を行った結果、付託された事項については次のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

(1) 議会議員の定数及び報酬

①方針案

- ・合併後の市の議会の条例定数は、28人とする。
- ・合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。

②理由

議会議員の条例定数及び報酬については、任意協議会において、すでに協議済みである常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用するとしていることに加えて、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考とした。

なお、報酬については、行財政改革の観点から合併を機に見直すことが望ましいとする意見のほか、合併時は小田原市の水準を適用しつつも、合併後には改めてこれを検討することが必要であるという意見もあった。

(2) 議会議員の定数及び在任の特例の取扱い

①方針案

- ・定数及び在任の特例の取扱いについては、在任特例を適用せず、合併時に限り、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）第8条第1項に規定する定数特例を適用することとし、このことに伴い執行される増員選挙においては、同法第8条第2項の規定により、編入される市の区域に選挙区を設けることとする。

この場合、合併時に現在の南足柄市の区域を選挙区として定数6人の増員選挙が執行され、当該選挙により合併後の市の議員となった者の任期は、合併時における小田原市の議会議員の残任期間となる。

- ・なお、定数特例を適用する場合に、合併後最初に行われる一般選挙においても再度定数特例を適用することができるとする特例法第8条第4項の規定については、これを適用しない。

②理由

合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会は、住民の一体感が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることが可能な体制を確保することが必要である。

その上で、合併後の市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して議会が率先して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきである。

よって、両市の議会議員の全員が、合併後に引き続き在任することができるとする在任特例（特例法第9条）は適用せず、特例法第8条第1項の規定に基づく定数特例を合併時に限り適用することが適当とするものである。

参考

○市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）抜粋

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第8条 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第1項において「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第4項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 3 第1項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第8条第2項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第90条第3項又は第91条第3項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 4 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第1項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 第4項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第8条第5項において準用する同条第2項」とする。
- 7 第1項又は第4項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第9条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第4項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第1項又は前項において準用する前条第4項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 検討経過

1 条例定数及び報酬について

(1) 両市の議会議員の定数

	小田原市	南足柄市
人 口	194,086 人	43,306 人
条 例 定 数	28 人	16 人
現在議員数	28 人	16 人
任 期	平成 31 年 4 月 30 日	平成 31 年 4 月 29 日

※人口は、平成 27 年 10 月 1 日国勢調査の数値。

【県内他市の状況】

	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	大和市
人 口	258,227 人	239,348 人	225,714 人	232,922 人
条 例 定 数	28 人	28 人	28 人	28 人
現在議員数	28 人	28 人	28 人	28 人

(2) 両市の議会議員の報酬

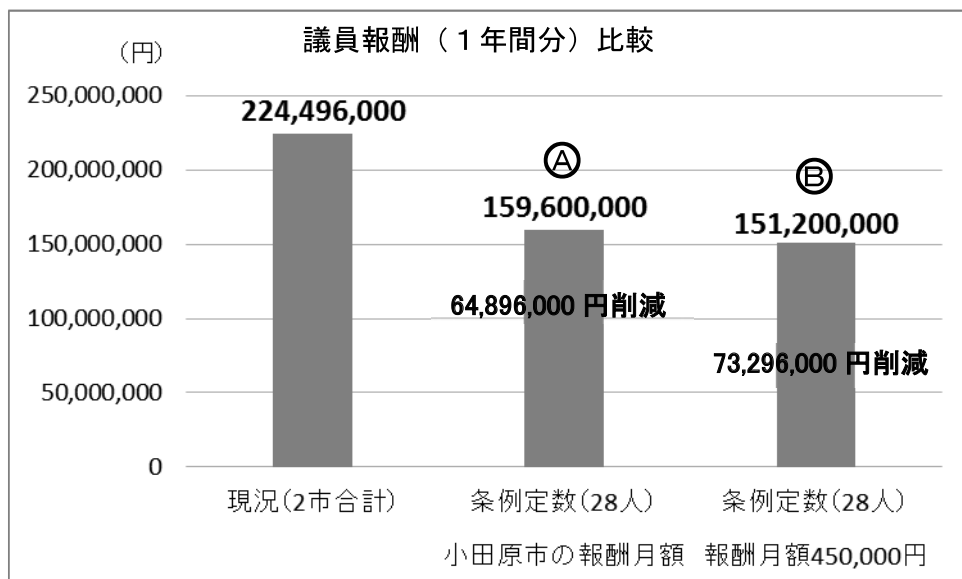
		小田原市	南足柄市	
報酬（月額）	議 長	586,000 円	451,000 円	
	副議長	511,000 円	361,000 円	
	議 員	475,000 円	338,000 円 (委員長 340,000 円) (副委員長 339,000 円)	
議員期末手当	支給率	6 月	1.700	2.025
		12 月	1.750	2.175
	年間支給率(A)	3.450	4.200	
	役職加算率(B)	1.45	1.20	
	実質的な年間支給率 (A)×(B)	5.003	5.040	

【県内他市の状況】

		平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	大和市	
報酬 (月額)	議長	615,000 円	560,000 円	566,000 円	549,000 円	
	副議長	540,000 円	484,000 円	490,000 円	466,000 円	
	議員	502,000 円	453,000 円 (委員長 459,000 円)	452,000 円	439,000 円	
議員期 末手当	支給率	6 月	1.900	2.100	1.950	2.025
		12 月	2.150	2.300	2.100	2.125
	年間支給率(A)	4.050	4.400	4.050	4.150	
	役職加算率(B)	1.20	1.20	1.20	1.20	
	実質的な年間 支給率(A)×(B)	4.860	5.280	4.860	4.980	

(3) 両市の調査特別委員会の考え方を踏まえた財政効果額

	両市の調査特別委員会の考え方	財政効果額
条例定数	28 人	—
報酬月額	㊤475,000 円 (小田原市の水準)	64,896,000 円削減
	㊦450,000 円	73,296,000 円削減



2 定数及び在任の特例の適用について

市町村合併における市町村議会の議員の身分については、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、定数特例や在任特例を適用することができる。これらの特例の適用は、あらかじめ関係市町村の協議（合併協議会）により定める。

(1) 本則

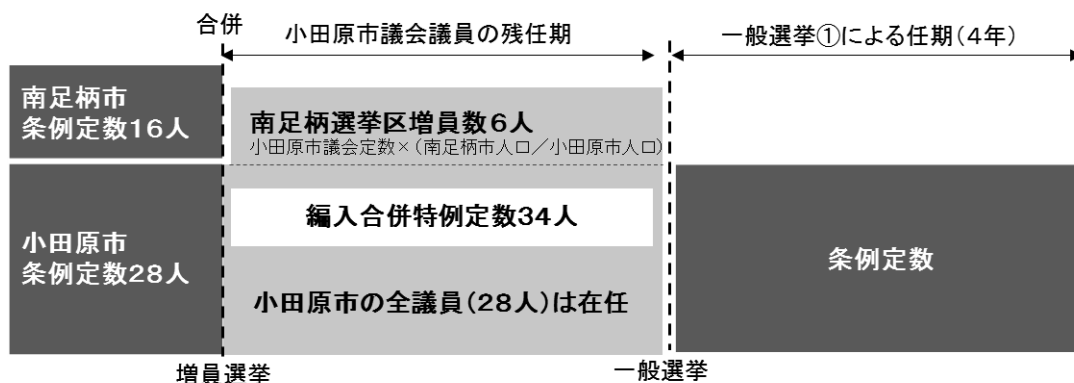
- ・編入する市町村の議員の定数や身分には影響がない。
- ・編入される市町村の法人格が消滅することに伴い、当該市町村の議員は失職する。

(2) 合併特例法による特例措置

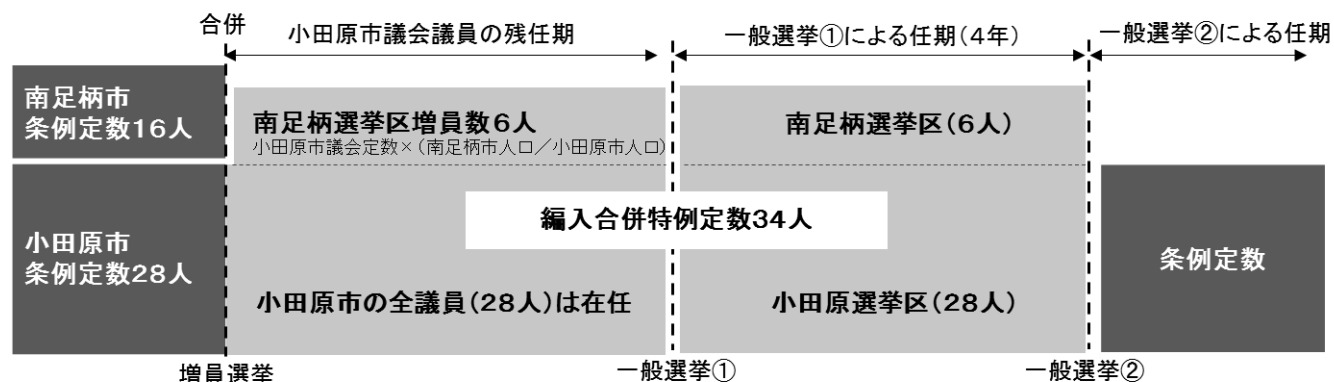
①定数特例の適用（市町村の合併の特例に関する法律第8条）

- ・編入する市の議員の定数に、編入される市の人口規模に応じて算定する数を加えた数を、その議会の議員の定数とすることができる。（編入合併特例定数）（第1項）
- ・編入合併特例定数を適用することにより発生した欠員について、増員選挙を行う。（公職選挙法第113条第2項）
- ・増員選挙では、編入される市の区域に選挙区を設けることができる。その選挙区の定数は、第1項により算定された数とする。（第2項）
- ・編入合併特例定数及び選挙区は、合併後の最初の一般選挙にも適用できる。（第4項）

【編入合併特例定数（第1項）】

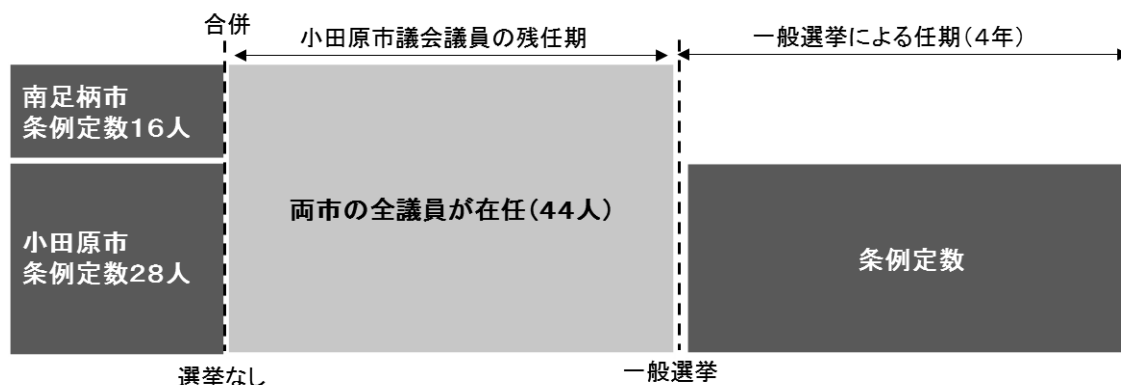


【編入合併特例定数（第4項）】



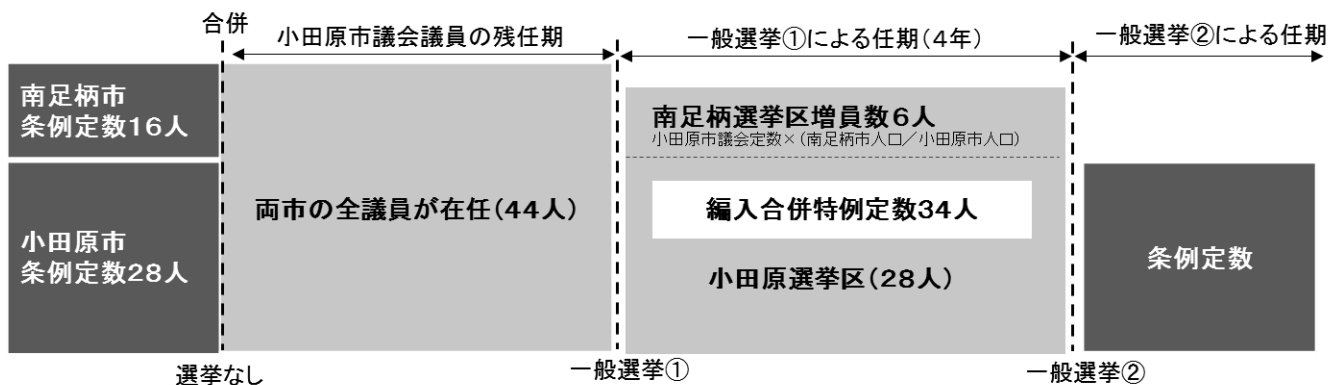
②在任特例の適用（市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項第2号）

- ・編入された市の議員は、編入した市の議員の在任期間に相当する期間に限り、その議員として在任できる。



③在任特例と定数特例の準用の併用（市町村の合併の特例に関する法律第9条及び第8条第4項）

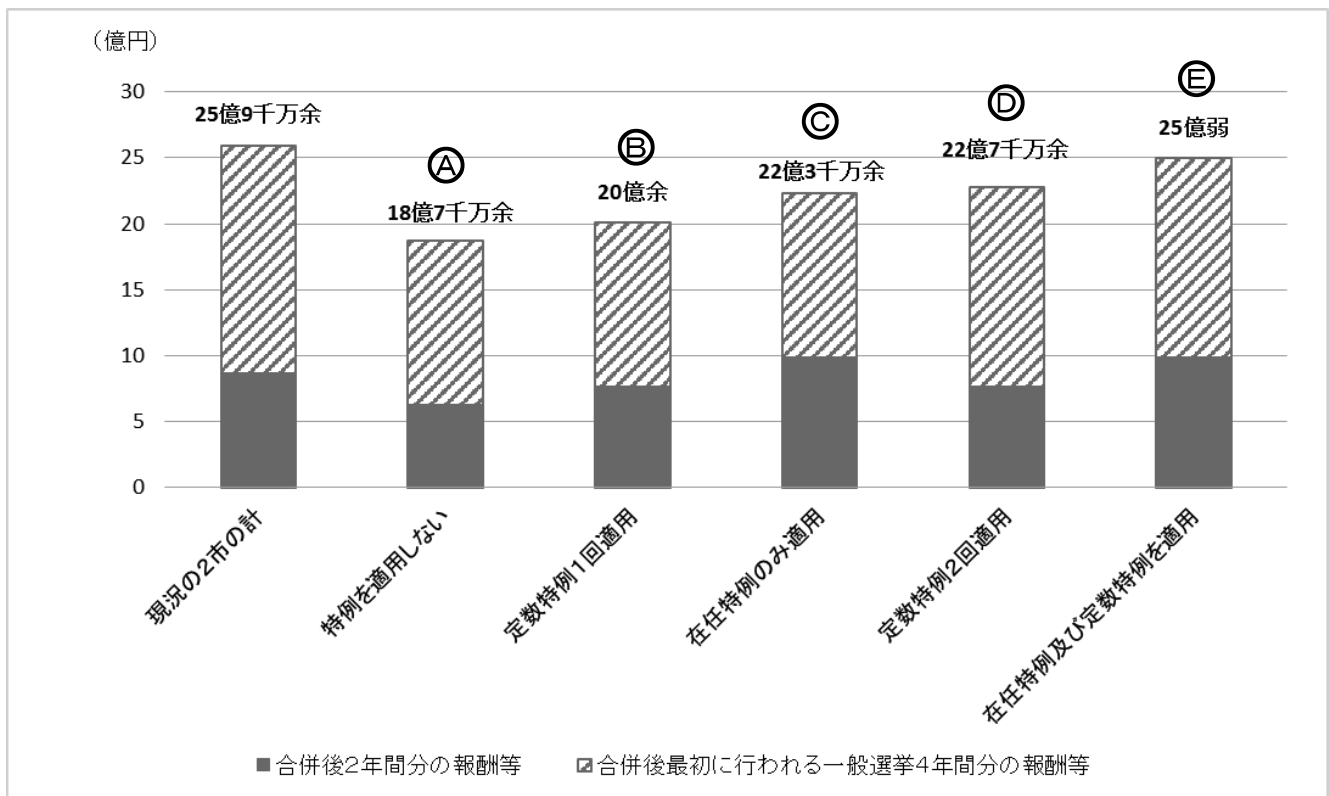
- ・在任特例を適用する場合は、合併後の最初の一般選挙において編入合併特例定数及び選挙区を適用できる。



(3) 各特例を適用した際の財政効果額

小田原市の報酬等^{※1}を基準に、各特例を適用した際の報酬等の総額（6年間分^{※2}）は次のとおりである。

特例の有無	合併後2年間の定数	合併後最初に行われる一般選挙時の定数(4年間)	6年間分の報酬等総額	財政効果額 (現況の2市の計との比較)
特例を適用しない	28人	28人	1,874,192,460円	㉠ -721,178,880円
定数特例1回適用	34人	28人	2,008,063,350円	㉡ -587,307,990円
在任特例のみ適用	44人	28人	2,231,181,500円	㉢ -364,189,840円
定数特例2回適用	34人	34人	2,275,805,130円	㉣ -319,566,210円
在任特例及び定数特例を適用	44人	34人	2,498,923,280円	㉤ -96,448,060円
【参考】 現況の2市の計	44人	44人	2,595,371,340円	—



※1 報酬等の内訳

議員報酬 (月額)	期末手当		政務活動費 (年額)
	年間支給率	役職加算率	
475,000 円	3.45 月	1.45	780,000 円

議員共済費負担金※3

基準報酬月額	負担率	事務負担金
480,000 円	0.397	13,000 円

※2 …合併の期日を平成 32 年度中と想定を置いたことから、平成 33 年 3 月 31 日を仮の合併日とし、平成 33 年 4 月 1 日から小田原市議会議員の残任期間（2 年間）における報酬等と、合併後最初に行われる一般選挙（4 年間）における報酬等を試算し、合算した。

※3 …市議会議員共済会へ支払う負担金（負担率及び事務負担金は毎年度定められる）